

事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)	認知症対策等総合支援事業	
担当部局・課	主管部局・課	老健局計画課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	9	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	4	介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
	II	質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

(2) 事業の概要

事業内容 (新規・一部新規)
本事業は、平成17年度まで区々に行われてきた認知症高齢者等に対する支援事業について、認知症となった本人やその家族に対し、認知症の各ステージに即した支援を行うことを目的とし、認知症対策を総合的に推進していくため、平成18年度以降、地域支援、医療体制の充実、認知症ケアの質の向上等を柱とした事業をとりまとめ、「認知症対策等総合支援事業」として実施しているものである。 「認知症対策等総合支援事業」における主な事業は、下記のとおりであり、そのうち⑤、⑥及び⑧は、新規の事業である。 ① 認知症介護実践者等養成事業 認知症高齢者ケア従事者に対する指導者の養成、認知症対応型諸サービスにおいて介護に従事する者、サービス事業の開設者・管理者や認知症高齢者介護に携わる職員に対する研修を行う事業（都道府県・指定都市の実施する事業に国が補助（1／2））。 ② 認知症介護研究・研修センター運営事業費 認知症高齢者支援対策の推進の基礎となる認知症介護の質の向上を図るために、全国3か所（東京都杉並区、愛知県大府市、宮城県仙台市）に認知症介護の研究・研修の中核機関として「認知症介護研究・研修センター」が整備されており、当該センターの事業実施に必要な経費を国が補助する事業。 ③ 認知症地域医療支援事業 認知症の早期診断・早期対応を行うため、かかりつけ医（主治医）に対する認知症の診断技術等の研修やかかりつけ医に対する助言等を行う認知症サポート医の養

成を行う事業（都道府県・指定都市の実施する事業に国が補助（１／２））。

④ 認知症理解普及促進事業

認知症の本人や家族に対し、認知症介護経験者等による相談窓口の設置や交流会を通じた認知症当事者やその家族に対する精神面も含めた支援体制の構築、地域住民に対する認知症の理解普及促進を進め、地域包括支援センター等を中心とした地域における見守り・支援体制構築の基盤整備を促進し、認知症高齢者の徘徊等に適切な対応が可能な地域をつくるなど、認知症高齢者及びその家族が地域において安心して生活を営むことができるよう、地域全体で認知症高齢者等を支援する体制を推進する事業（都道府県・指定都市の実施する事業に国が補助（１／２））。

⑤ 認知症地域資源ネットワーク構築事業

地域において、認知症への対応（予防、早期発見、ケア等）に利用できる資源（リソース）の情報を検索しつつ収集し、それらを地域の実情に応じて有効に活用する観点からネットワーク化を行う事業（都道府県の実施する事業に国が補助（１０／１０））。

⑥ 認知症対策推進会議運営事業

認知症対策の各事業を総合的かつ効果的に推進していくため、管内の認知症対策の取組状況等を把握していく必要があり、各事業ごとに設置していた検討委員会等を統廃合し、都道府県・指定都市の認知症対策の運営や取組の推進、モニタリング等を行う会議として「認知症対策推進会議」を設置・運営する事業（都道府県・指定都市の実施する事業に国が補助（１／２））。

⑦ 高齢者権利擁護等推進事業（旧：身体拘束廃止推進事業）

高齢者虐待（身体拘束を含む。）の防止など、高齢者の権利擁護の取組を推進するため、地域における権利擁護ネットワーク形成の推進を図るとともに、介護保険施設等の施設長や看護職員に対する研修及び各施設等における取組事例を基に議論・検討を行う場を設けるなどの事業（都道府県の実施する事業に国が補助（１／２））。

⑧ 認知症対応サービスの質向上推進モデル事業

認知症高齢者グループホームを初めとする認知症対応サービスについて、ターミナルケアへの対応や地域に根ざした多機能展開なども視野に入れつつ、具体的なサービス提供内容に関するデータ・事例等の収集・分析を都道府県において行い、ガイドライン等を作成する事業（都道府県・指定都市の実施する事業に国が補助（１／２））。

予算概算要求額				(単位：百万円)
H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
—	—	—	1, 5 5 0	2, 3 3 1 (7 6 9)

(3) 問題分析

①現状分析

認知症高齢者数は、平成１４年９月の推計値によれば、平成１７年度において約１７０万人、平成２５年（２０１５年）には約２５０万人まで増加すると推計されていること、要介護認定者のうち２人に１人は認知症の高齢者であること等から、

認知症高齢者に対するケアの充実は、今後の高齢者施策における重要な課題である。

②問題点

認知症に対する対策としては、平成17年度以前も認知症介護従事者や医師等に対する研修事業を中心とした取組を進めてきたところであるが、認知症高齢者が安心して暮らすことができるためには、地域で支える体制づくりが重要である。

また、認知症の各ステージに即した支援体制を構築することが重要であることから、認知症高齢者や家族に対する総合的な支援を行う事業体制の整備が必要である。

③問題分析

認知症高齢者介護の質の向上については、平成18年4月から創設された地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等）においても重要な問題であることから、従事者に対する研修やそれを支援する者の養成等は、今後とも引き続き実施する必要がある。また、認知症の早期診断・早期対応のためには、かかりつけ医（主治医）に対する研修を行うなど、地域医療体制の充実も必要とされている。

認知症高齢者が安心して暮らすことができるためには、地域で支える体制づくりに重点化していくことが必要であり、地域における認知症に対する正しい知識や理解を深める取組が不可欠である。

④事業の必要性

認知症に対する支援については、認知症当事者やその家族に対する支援に係る事業及び地域づくりを中心とした事業の展開が必要である。

認知症当事者やその家族に対する支援については、認知症予防、早期診断・早期対応を行うための医療体制の充実、認知症介護従事者の質の向上、身体拘束廃止など、認知症の各ステージに即した事業展開が重要である。

また、地域づくりに係る事業については、認知症に対する正しい知識の普及や理解の促進の取組をはじめ、地域資源の有機的な連携ネットワークの構築により、徘徊等の問題に対して円滑に対応できるような地域づくりを行うことが重要である。

特に、新規の事業である認知症地域資源ネットワーク構築事業、認知症対策推進会議運営事業及び認知症対応サービスの質向上推進モデル事業については、認知症の方々を地域で支えるため、認知症ケアの人材育成や正しい理解の普及を推進するとともに、地域包括支援センターを中心として、認知症関連の地域資源のネットワーク化を推進するものである。

これらの各事業を推進していくことにより、認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくりが図られるものである。

(4) 事業の目標

目標達成年度			—			
政策効果が発現する時期			実施以降、一定期間経過後に、随時効果の発現が見込まれる。			
アウトプット指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
介護実務者・指導者・フォローアップ研修等の受講者数						年間 約 20,000 人

(説明) 平成１２年度からの事業である。	(モニタリングの方法) 厚生労働省老健局計画課認知症対策推進室調べ。				
参考指標（過去数年度の推移を含む）	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
介護実務者・指導者・フォローアップ研修等の受講者数	8,933	13,097	16,509	18,724	18,476
(説明) 平成１２年度からの事業である。（フォローアップ研修は平成１６年度から実施。管理者研修は平成１７年度から実施。）	(モニタリングの方法) 厚生労働省老健局計画課認知症対策推進室調べ。				

２．評 価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	☒ 有	☐ 無	☐ その他
(理由) 地域社会において、認知症の方の自立生活を支え、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、家族をはじめ、地域住民の理解が不可欠であり、地域全体の意識改革や体制整備を進めていくためには、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進していくことが必要である。			
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	☒ 有	☐ 無	☐ その他
(理由) 認知症対策を総合的に推進するためには、より地域社会に密着している地方自治体が、地域の実情に応じた支援体制を構築し、効果的な支援を行うことが必要であり、国は各地方自治体が認知症対策を展開していく上で、必要な社会的資源の活用方法や先進事例の提示、指導者的役割を果たす者の研修等、側面的な支援・助言を行うものである。			
民営化や外部委託の可否	☒ 可	☐ 否	
(理由) 本事業は、行政（国・都道府県・市町村等）と地域が一体となって取り組むことにより効果を生じるものであり、実施する事業のうち、より専門的な知識やノウハウを必要とするものについては、当該専門的な知識やノウハウを持った団体等に委託することが可能である。			
緊要性の有無	☒ 有	☐ 無	
(理由) 認知症高齢者数は、平成２５年には約２５０万人に増加すると推計されており、地域支援、医療体制の充実、認知症ケアの質の向上等の認知症対策を総合的に推進していくことは喫緊の課題である。			

(2) 有効性

政策効果が発現する経路

別紙「認知症のステージに即した取組」参照。

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

・事業内容①

認知症介護実践者等養成事業

・今後見込まれる効果

高齢者介護の指導的立場にある者及び介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する研修を実施して認知症介護の専門職員を養成し、認知症介護技術の向上を図ることにより、認知症高齢者に対する介護サービスの質の確保・向上が図られる。

・事業内容②

認知症介護研究・研修センター運営事業費

・今後見込まれる効果

介護研究・研修センターにおいて、大学や研究機関等との連携を図りながら、学際的な共同研究を行うとともに、研究成果を踏まえ、都道府県等で認知症介護に携わる人材の育成、国内外の人材交流や各種情報の収集・提供を行うこと、研修を通じて蓄積されたノウハウを介護現場に伝達することにより、認知症介護の質の確保・向上が図られる。

・事業内容③

認知症地域医療支援事業

・今後見込まれる効果

認知症サポート医に対する研修及びかかりつけ医に対する適切な認知症診断の知識・技術、家族からの話や悩みを聞く姿勢を修得するための研修を実施し、地域における認知症発見・対応システムの充実を図ることにより、認知症対応において最も重要な早期発見・早期対応の体制が構築される。

・事業内容④

認知症理解普及促進事業

・今後見込まれる効果

認知症の本人や家族が、認知症介護経験者等と関わりを持つことにより、単なる認知症の知識の普及にとどまらず、精神面も含めた支援が図られる。また、認知症に対する正しい知識の普及や理解の促進の取組をはじめ、地域資源の有機的な連携ネットワークを構築することにより、徘徊等の問題に対して円滑な対応が可能な、認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくりが図られるものである。

・事業内容⑤

認知症地域資源ネットワーク構築事業

・今後見込まれる効果

認知症への対応（予防、早期発見、ケア等）に利用できる資源（リソース）の情報を収集・整理し、広く提供できるマップ等を整備するなど、認知症関連の地域資源をネットワーク化することにより、これらの有機的な連携が図られる。

・事業内容⑥

認知症対策推進会議運営事業

・今後見込まれる効果

認知症対策の各事業ごとに設置していた検討委員会等を統廃合し、都道府県・指定都市の認知症対策の運営や取組の推進、モニタリング等を行う会議として「認知症対策推進会議」を設置・運営することにより、個々の事業ごとに完結していた取組について、管内で有機的な連携が図られることから、各地域での認知症対策の一層の推進が図られる。

・事業内容⑦

高齢者権利擁護等推進事業（旧：身体拘束廃止推進事業）

・今後見込まれる効果

地域における高齢者の権利擁護ネットワーク形成の推進を図ることにより、各市町村における高齢者虐待（身体拘束を含む。）の防止に向けた取組の推進が図られる。

また、介護保険施設等の施設長や看護職員に対する研修及び各施設等における取組事例を基に議論・検討を行う場を設けることなどにより、介護従業者等において高齢者虐待の防止に関する認識が高められ、実際の介護現場における高齢者虐待の防止に向けた取組の推進が図られる。

・事業内容⑧

認知症対応サービスの質向上推進モデル事業

・今後見込まれる効果

具体的な認知症対応サービスの提供内容に関するデータ・事例等の収集・分析を都道府県において行い、ガイドライン等を策定し、介護サービスの評価制度（自己評価、外部評価）と「運営推進会議」との連携を図ることにより、認知症対応サービスについて、利用者や地域住民への情報提供を促進し、もって効果的なサービス評価システムが構築され、サービスの質の向上が図られる。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

特になし。

(3) 効率性

手段の適正性

本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、効率的で適正な手段である。

費用と効果の関係に関する評価

本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、費用面においても効率的である。

他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無

有

無

(有の場合の整理の考え方)

—

(4) その他

なし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、「介護保険制度改革を円滑に実施する観点」から、「総合的な認知症対策の確立等を図る。」とされている。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)

第162回通常国会における参議院厚生労働委員会で、次のような附帯決議がなされている(介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議)。

「認知症予防の研究の推進や対策の確立、認知症に関する国民に対する正しい知識の普及、関連領域としての高齢者のうつ対策の推進など、総合的な認知症対策を講ずること。」

⑤会計検査院による指摘

なし。

認知症のステージに即した取組

平成18年度要求時に、これまで以上に、認知症対策を総合的に推進していくため、地域支援、医療体制の充実、認知症ケアの質の向上等を目的とした事業を取りまとめ、「認知症対策等総合支援事業」として再構築。

前駆段階

◇ 認知症早期サービスの充実

- 認知症早期サービス等推進事業 (H18～)

初期段階

◇ 認知症診療体制の充実

- 認知症サポート医養成研修事業 (H17～)
- かかりつけ医認知症対応力向上事業 (H18～)

◇ 本人・家族支援の体制整備

- 家庭版アセスメントシートの普及、等

◇ 認知症ケアの質の向上

- 認知症介護実践者等養成事業 (H12～)

◇ 身体拘束の廃止

- 身体拘束廃止推進事業 (H13～)

◇ 認知症介護研究・研修センター運営事業 (H12～)

中期段階

認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

➤ ・ 認知症理解普及促進事業 (H18～)

(地域住民の理解促進、徘徊ネットワーク等の体制づくり等)

◇ ターミナルケアの充実

後期段階